ては準をの割てき得が、 得〝報乗割合得はた〟 た当酬じ合がた〝額み 額該月てで遁額みのな と支額得遁増にな百し す給をた減す対し分賃 る限加額するす賃の金 ㈽度えとる程る金六日 を額たすよ度み日十額 加か額るうにな額一又 算らが°に応し又には し当支た厚じ賃は相賃 た該給だ生〝金賃当金 額標限し労百日金す日	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額を当該十二で老第一厚項読のみ生の年規定に成二十り十読七年の替経過措置をれ置改令第五十五条第一項の附規定条み年に改一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	平成二十七年政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額
準度〝働分額日る額 報額そ省の又額額に 酬をの令十はに以三 月超額で五賃三上十 額えに定か金十でを をる当めら日をあ乗る じ減と該る一額乗るじ じき標率定のじとて	同項保え険ら法れの規定に附た則改定に第正に十後より一厚り読み替〝第年み替定え前一金額該す法報の第に成下二十り十項二法のけ例酬にのに㈠よたうの政年保被がて標一る律酬十二よ二こ十六読七に十附規る部比よ規お平る改㈹項令金険用〟得準と支第月五十り十の六条み年お二則定平分例り定い成改正第に㈠保法者平た報い給百額を六読七項条第替経い条第に成等部同をて六正後五お平険等年成額酬う限十を乗条み年に第一え過てに二よ二の分項適同年後平十い成のの金二°月㈹度六加じ第替経お八項ら措同お十り十額等に用じ法の成五て二保一制十以額を額号えて一え過い項各れ置じい一読七一の規し㈹律国六条┐十険部度七下を超㈠た得項ら措てに号た政㈹て条み年と額定た附第民年第平七給をの年こ減え以第額た各れ置同お㈠改令第準㈠替経い㈠す場則九年改一成年付改一経のじる下六が額号た政じい改正第一用改え過う以る合第十金正項二政等正元過項てとこ十雇にに改令㈹て正後五項す正ら措㈹下当に二五法法の十令にす化措に得きの一用当定正第に準後平十各る後れ置にこ該お十号等㈠規七第関る等置おたは項条保該め後五掲用平成五号場平た政つの老け四㈷の附定年三す法を政い額〟に第険受る平十げす成六条に合成改令き項齢る条を一則に経百る律図令てに支お一法給額成五るる六年第定を六正第適に厚同第い部第よ過四経のる第同十給い項㈠権㈠六条場場年改一め含年後五用お生条四うを九り措十過施た五じ五限て第昭者そ年第合合改正項るむ改平十すい年第項°改十読置三措行め十㈹分度┐二和にの改一にを正法の額°正成五るて金四及以正条み政号置にの五との額支号四係額正項応含法附規と以法六条場┐に項び下すの替令°に伴厚条の六か給に十るに法のじむ附則定平下附年第合報係の第こる規え㈷以関う生第合をら限規九標六附規た°則第に成こ則改一に酬る規五の法定らと下す厚年一計乗当度定年準分則定平以第二よ二の第正項お比報定項項律にれいこる生金	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額を当該十二で老第一厚項読のみ生の年規定に成二十り十読七年の替経過措置をれ置改令第五十五条第一項の附規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額	平成二十七年政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額

規る二よ二該こ一え過のに二よ二特例 定厚十り十基の項ら措額お十り十例 す生四読七本項のれ置にけ四読七支 る年条み年月に規た政つる条み年給 額金第替経額お定改令き当第替経停 と保四え過でいに正第適該四え過止 合法にれ置し同る平十す齢及れ置当 計附規た政てじ老成五る厚びた政額 額則定改令得㈹齢六条場生第改令に 第す正第たを厚年第合年五正第十 九る後五数十生改一に金項後五二 条当平十を二年正項おのの平十を の該成五乗で金法のけ額規成五乗 二老六条じ除の附規る㈠定六条じ 第齢年第てし額則定平報を年第て 二厚改一得てと第に成酬適改一得 項生正項た得す二よ二比用正項た 第年法の額たる十り十例し法の額 一金附規と額°一読七部た附規に 号に則定平を以条み年分場則定平 に係第に成当下第替経等合第に成	特例支給停止相当額前に十項の二該当乗じ老第よて月除齢一り得た額よれの規をる当をるた同定乗じ厚項読た生のみ額替に額得年規替た除得た金定え前に十額のにら項て	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額
ては準をの割てき得が分すじ一こ該い第と者る付職齢雇に第替経等よ後五用正項 得〝報乗割合得はた〟のる㈹項にのが標金給雇用お一え過のる平十し法の た当酬じ合がた〝額み十額にの三賃金日額をいう。㈷以下この項において同じ。㈹又は賃金日額（当を〟この項ら措額総五た附規定 額該月てで遁額みのな五未満十賃乗でを基同規た政つる酬年第合第に と支額得遁増にな百しを満三賃金日額をいう。㈷以下この項において同じ。㈹又は賃金日額（当を〟この項ら措額総五た附規定 す給をた減す対し労額日る額当標金じあ乗じてる日て得とき得た相当額に額 る限加額するす賃の金じあ乗じてるとき得た相当額に額 ㈹度えとる程る金六日てるとき得た相当額に額 を額たすよ度み日十額得た相当額に額 加か額るうにな額一又たき得た相当額に額 算らが°に応し又には額はた°。けて就る職給法付金の六の十支給を受け二 し当支た厚じ賃は相賃と〟額の百分の一に相当する額に額 た該給だ生〟金賃当金し当の百分の一に相当する額に額 額標限し労百日金す日〟該百分の一に相当する額に額 準度〟働分額日る額当標の六の十準酬十一給を条を受け二 報額そ省の又額額に該準の六の十準酬十一給を条を受け二 酬をの令十はに以三標報一お条をの二 月超額で五賃三上十準酬額にいの二 る当めら日をあ乗酬額にいの二 減と該る一額乗るじ月に相て二 じき標率定のじとて額百当同第	特例支給停止相当額前に十項の二該当乗じ老第よて月除齢一り得た額よれの規をる当をるた同定乗じ厚項読た生のみ額替に額得年規替た除得た金定え前に十額のにら項て	前項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額
報酬に成平正項 条み年則定第に める第替経第に成 額一え過二よ二比 と項ら措十り十例 の各れ置一読七部 合号た政条み年分 計に改令第替経等 額掲正第一え過の げ後五項ら措額 る平十各れ置に 場成五号た政つ 合六条に改令き に年第定正第適 応改一め後五用 じ正項る平十す た法の額成五る 同附規と六条場 項則定平年第合 各第に成改一に 号二よ二正項お に十り十法のけ 定六読七附規る		
平成二十七年政令第五十五条第一項の規定により読み替えられた同条第一項各号に定める額		